

一般社団法人 山王教育研究所
定 款

平成 2 5 年 5 月 2 2 日 認 証
平成 2 5 年 6 月 3 日 設 立

一般社団法人山王教育研究所 定款

第1章 総則

[名称]

第1条 本会は、一般社団法人山王教育研究所と称する。

[事務所]

第2条 本会は、主たる事務所を東京都品川区におく。

第2章 目的及び事業

[目的]

第3条 本会は、心理臨床実践の発展と普及、ならびに会員である心理臨床家の資質の保持向上を目的とする。

[事業]

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員が行う心理臨床実践の援助
- (2) 会員の心理臨床家としての資質の保持向上に資する事業
- (3) 人々の心の健康に関して心理臨床家への社会からの付託に応える事業
- (4) 会員相互の連携ならびに相互交流
- (5) 国内外の心理臨床家および心理臨床組織・団体との提携ならびに相互交流
- (6) その他本会の目的の達成のために必要な事業

第3章 会員および会費

[会員の資格]

第5条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 (2) 準会員 (3) 賛助会員
2. 正会員は、本会の目的に賛同し、心理臨床についての知識および経験を有する者で、正会員2名以上の推薦を受け、理事会が本会の会員として適切であると認めた者。
3. 準会員は、本会の目的に賛同し、心理臨床についての知識および経験を得ようとする者で、正会員1名以上の推薦を受け、理事会が本会の研修生として適切であると認めた者。準会員は一定の研修期間を経た後、理事会の承認を得て正会員になることが出来るものとする。
4. 賛助会員は、本会の目的に賛同する者で、理事会が本会の賛助会員として適切であると認めた者

5. 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

[入会]

第6条 本会の正会員、準会員または賛助会員になろうとする者は、理事会で別に定める入会申込書を本会に提出する。

[義務]

第7条 会員は、総会が、会員の資格に応じ別に定める基準により会費を納入しなければならない。

2. 前項の会費のうち、正会員については法人法第27条に定める経費とする。
3. 会員は「一般社団法人山王教育研究所倫理規定」「一般社団法人山王教育研究所倫理綱領」ならびに「臨床心理士倫理規定」を遵守しなければならない。

[休会]

第8条 正会員ならびに準会員が、都合により一時活動を停止しようとするときは、理事会にその旨を届けて休会することができる。休会中の会費は、理事会が別にこれを定める。

[会員の資格喪失]

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 成年被後見人または被保佐人となったとき
- (4) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (5) 会費を1年以上滞納したとき
- (6) 除名されたとき

[退会]

第10条 会員が退会しようとするときは、理事会で別に定める退会届を本会に提出する。

[除名]

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議に基づき除名することが出来る。

- (1) 本会の定款または第7条第3項に定める規定等に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
3. 代表は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第4章 総会

[総会]

第12条 本会の総会は、定時総会および臨時総会とする。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

[権限]

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部の譲渡
- (8) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (9) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項及び代表が理事会の決議に基づき会員総会に付議した事項

[開催]

第14条 定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会として理事会の決議または総正会員の議決権の5分の1以上の請求により、これを開催する。

[招集]

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表が招集する。

[定足数]

第16条 総会は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数以上の出席をもって成立する。

[議長]

第17条 総会の議長は代表がこれにあたる。代表に事故あるときは副代表がこれを代行する。

[議決権]

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

[決議]

第19条 総会の決議は出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定に関わらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出して、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。

[議事録]

第20条 総会の議事について法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長が記名押印する。

第5章 役員

[種類]

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事会の決議によって、理事のうち代表を1名、副代表を2名、事務担当理事を1名選定する。
 3. 前項の代表及び副代表をもって法人法上の代表理事とし、事務担当理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により本会の業務を執行する理事として選定されたものをいう。）とする。

[役員を選任]

第22条 理事は、正会員3名以上の書面による推薦を得て立候補する正会員のうちから、総会でこれを選任する。ただし、1名は正会員以外から選任することができる。

2. 監事は、正会員のうちから、総会でこれを選任する。ただし、1名は正会員以外から選任することができる。
3. 監事は理事を兼ねることはできない。

[理事の職務及び権限]

第23条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 代表は会務を総理し、本会を代表する。
3. 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。
4. 代表、副代表及び事務担当理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行

の状況を理事会に報告しなければならない。

[監事の職務]

第 24 条 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

[任期]

第 25 条 理事および監事の任期は選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会終結の時 までとする。

2. 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の残存期間とする。また、増員された理事の任期は他の理事の残存期間と同一とする。
3. 理事または監事については、再任を妨げない。
4. 理事または監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された理事または監事が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

[解任]

第 26 条 理事または監事は、総会の決議により、解任することができる。

[報酬等]

第 27 条 理事および監事には、総会において定める総額の範囲内において、報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）を支給することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、理事および監事には費用を弁償することができる。

[損害賠償責任の免除]

第 28 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事または監事（理事または監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2. 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事または外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

[理事会の設置]

第 29 条 本会に理事会を置く。 2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

3. 理事会の決議に基づき、理事及び監事以外の者に、理事会の出席を求めることができる。

[権限]

第30条 理事会は、法令及び本定款においてほかに定める事項のほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表、副代表及び事務担当理事の選定及び解職
- (4) 理事会として総会に付議する事項の決定

[招集]

第31条 理事会は、必要に応じて代表がこれを招集する。

2. 理事会を招集する場合には、開催の日の3日前までに全理事及び監事に通知を発しなければならない。ただし全理事及び監事の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

[議長]

第32条 理事会の議長は代表がこれにあたる。代表に事故あるときは副代表がこれにあたる。

[決議]

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
3. 理事または監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
4. 前項の規定は、第23条第4項に規定する報告については適用しない。

[議事録]

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録は出席した代表、副代表及び監事が記名押印する。

第7章 委員会

[委員会]

第35条 本会の目的を達成するため、理事会の決議に基づき必要な委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、理事会の承認を経て代表が委嘱する。
3. 委員会は、理事会の決議に従って業務に当たり、その結果を理事会に報告する。

4. 委員に対しては、理事会の決議により、報酬等を支給することが出来る。

第8章 事務局

[事務局]

第36条 本会に、庶務ならびに会計を行うため事務局を置く。

2. 事務局には事務局長の他、理事会の決議により事務担当に指名された理事ならびに所要の職員を置く。
3. 前項の職員は代表が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て代表が別に定める。

第9章 会計

[事業年度]

第37条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

[事業計画及び収支予算]

第38条 事業計画書及び収支予算書は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

[事業報告及び決算]

第39条 本会の事業報告及び決算にあたっては、毎事業年度終了後3ヶ月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第11号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
2. 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

[剰余金の処分制限]

第40条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

第10章 解散

[解散]

第 41 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

[残余財産の帰属]

第 42 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

[公告の方法]

第 43 条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 128 条第 3 項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第 12 章 雑則

[規程及び細則]

第 44 条 本会の運営及び本定款の施行について必要な規程または細則は、本定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によりこれを定める。

第 13 章 附則

[設立当初の主たる事務所の所在場所]

第 45 条 本会の設立当初の主たる事務所の所在場所については、東京都品川区南大井六丁目 17 番 16 号とする。

[法人成立後の会員]

第 46 条 第 6 条の規程にかかわらず、本会成立の日の前日（以下本条において「基準日」という。）において山王教育研究所の正会員、準会員または賛助会員として会員名簿に記載されている者は、基準日において会費の未納がある者または入会しない旨の意思表示を基準日までにした者を除いて、それぞれ本会の正会員、準会員、または賛助会員としての資格を有するものとする。

[設立時社員]

第 47 条 本会の設立時社員の氏名及び住所（略）は、次の通りである。

小海 富美代

宮澤 かすみ

[設立時役員]

第 48 条 本会の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次の通りとする。

設立時理事 弘中 正美、福田 周、前川 美行、三浦 和夫、橋本 洋子、卯月 研次 設立

時監事 西村 寛子、松下 方美

設立時代表理事（代表）弘中 正美

設立時代表理事（副代表）福田 周

設立時代表理事（副代表）前川 美行

[最初の事業年度]

第 49 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

[定款に定めのない事項]

第 50 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令に従う。